

## 西表島森林生態系保護地域の区域の見直しに当たっての基本的考え方

(案)

1 西表島国有林は、島の約 9 割を占めまとまって分布し、マングローブ林のほか、スタジイ、タブノキ、オキナワウラジロガシを含む亜熱帯林であるが、

- ① 植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近いと言われ、学術的にも非常に価値が高いことから、平成 3 年、浦内川流域及び仲間川流域を中心として森林生態系保護地域に設定した。その後、約 20 年が経過し、長期にわたり人手が加えられていない天然林がその区域外にも広がりを見せている。
- ② 多数の河川が存在しており、これら河川の下流域にはマングローブ林が広がり、その河口付近には希少な甲殻類等が生息するとともに、上中流域には溪流帯が分布し、溪流植物のほか希少な両生・爬虫類や昆虫類が生育・生息している。また、内陸部の山地帯には雲霧帯をはじめとする湿潤な環境が広く分布し、希少な着生植物等が生育・生息している。
- ③ 西表島においては、昔から生活の一部として国有林内でイノシシ猟や山菜等の採取が行われ、また、近年、西表島森林生態系保護地域の区域内を流れる浦内川や仲間川沿いのほか、その区域外を流れる中小河川沿いでもエコツアーが行われている実態にある。

これらのことから、西表島国有林のほぼ全域に分布する原生的な天然林、自然性の高い森林、希少種の生息・生育地等を適切に保護管理していくためには、可能な限り保護林とし厳格な保全管理を行うとともに、地域住民によるイノシシ猟や山菜等の採取、環境教育やレクリエーションの場としての利用と調和を図る管理経営を行うことが適当と考える。

2 このため、西表島森林生態系保護地域の見直しに当たっては、原生的な天然林の保存のほか、狭小な島しょの保護林の一体的管理の確保に考慮して、既設の区域を拡張する方向で検討を行い、また、保存地区と保全利用地区の区分の見直しは以下の考え方により行う。ただし、分収造林地及びその周辺区域を除く。

- ① 原生的な天然林及びこれと同質の森林である、重要な植物群落が存在する区域、雲霧帯や溪流帯などが発達し特徴的な植物相が分布する区域については、原則、保存地区に区分する。
- ② 地域住民によるイノシシ猟や山菜等の採取、既設の歩道等を除き環境教育やレクリエーションの場としての利用が行われている区域については、保全利用地区に区分し、これにより利用可能な区域を明確化し保存地区への影響を抑制する。